



国家戦略特区

# 福岡市 グローバル 創業・雇用創出特区



## 特区で福岡市をスタートアップの拠点に！

平成26年5月1日、福岡市は国家戦略特区「グローバル創業・雇用創出特区」に選ばれました。

「創業」は、経済の新たな活力を生み出す原動力です。

創業が盛んになることで、多くの雇用が生まれ、就職の機会が増えるとともに、新しい商品やサービスにより、生活の質の向上が期待できます。

また、既存企業にとっては、自らの第二創業はもちろんのこと、新たな商品やサービスを活用したビジネス・モデルの構築や、創業企業との提携による新たな取引先の開拓、海外市場へのビジネス展開といった効果が期待できます。

さらに、地元経済がこのような形で活性化することにより、市民一人ひとりが暮らしの豊かさを実感できるようになると考えています。

これまでにない新しい価値や製品、サービスを創り、グローバルなマーケットにチャレンジしていく…そんな夢を実現できるスタートアップの拠点となり、日本経済をけん引していくことが、特区として選ばれた福岡市が果たすべき大きな役割だと考えています。

「グローバル創業・雇用創出特区」福岡市で、一緒にスタートアップにチャレンジしましょう！



福岡市長 高島 宗一郎

PHOTO : Fumio Hashimoto





# 国家戦略特区 福岡市 グローバル 創業・雇用創出特区

- 2 福岡市をスタートアップ（創業）の拠点に！
- 3 国家戦略特区  
「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」  
について
- 4 **取組1**  
規制改革によって民間投資を呼び込む  
“天神ビッグバン”が始動！
- 6 **取組2**  
街がにぎわい 通りに新たな価値が生まれる  
～国家戦略道路占用事業「STREET PARTY」～
- 10 **取組3**  
集え、チャレンジャー！  
スタートアップカフェ＆雇用労働相談センター
- 12 「特区プロジェクト」も次々とスタート！
- 14 福岡市の特区における主な規制・制度改革等の概要
- 16 参考資料

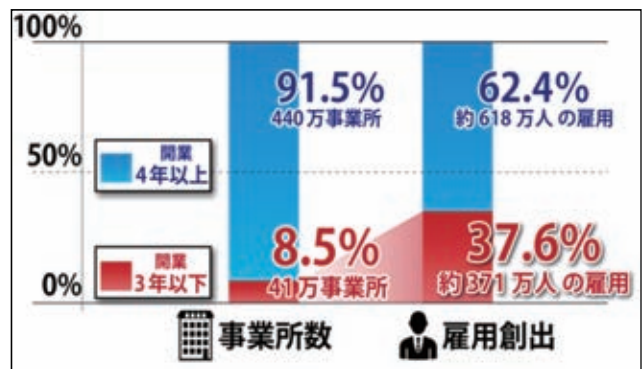
# 福岡市をスタートアップ（創業）の拠点に！

## ■ スタートアップが雇用を創出！

新しい会社が次々に生まれ、  
今ある会社が新しい事業にチャレンジ



市民生活を豊かにする新しい価値、  
サービスや雇用を創出



出典) 2011年 中小企業白書

## ■ 福岡市の強み！

- コンパクトで「住みやすい」
- 増え続ける人口と豊富な人材
- 世界とつながる良好なアクセス
- 安いビジネスコスト など



スタートアップしやすいまち



**MONOCLE**  
(英国のグローバル情報誌)

世界で最も住みやすい  
25の都市ランキング

**12位 (2015年)**



出典) Fukuoka Facts

## ■ 元気なまち福岡市をスタートアップの拠点に！

平成24年	スタートアップ都市ふくおか宣言
平成25年	国家戦略特区提案募集
	産官学民で組織された福岡地域戦略推進協議会（FDC）と共同で特区提案
	スタートアップ都市推進協議会設立
平成26年	国家戦略特区「 <b>福岡市グローバル創業・雇用創出特区</b> 」の指定



「スタートアップカフェ」（H26.10月開設）  
【P10-11参照】

従来からのスタートアップの取組みを**特区**で加速！

# 国家戦略特区「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」について

## ■ 国家戦略特区とは

- 日本の経済活性化のために、**地域限定で規制や制度を改革**し、その効果を検証するために指定される**特別な区域 = 特区**
- 国家戦略特区はこれまでの「特区」と違い、**国が主導してテーマや地域を決定**



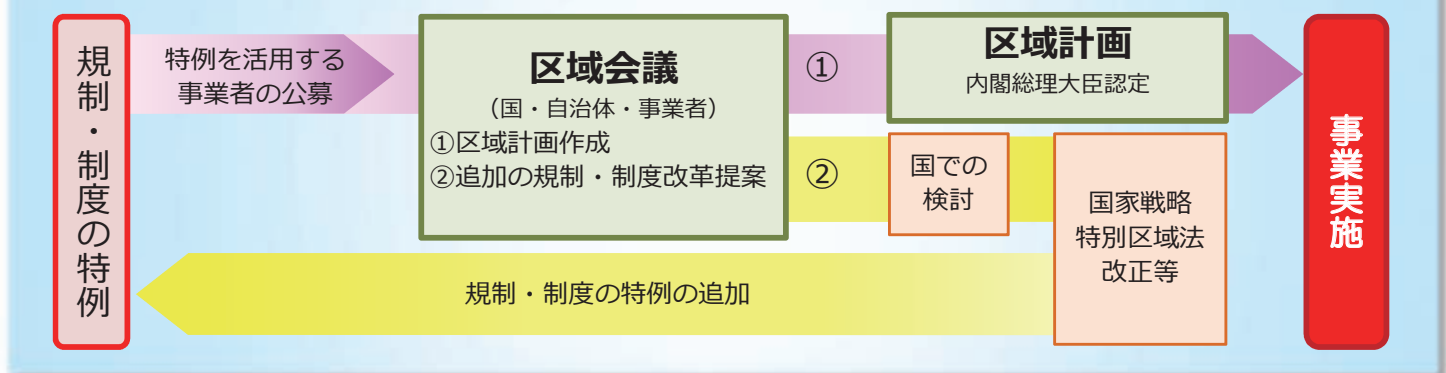
より大胆な規制・制度改革が期待できる



第3回 区域会議 (H27.3.25)



## 国家戦略特区における規制・制度改革の流れ



## ■ 産学官民一体で推進する政策パッケージ

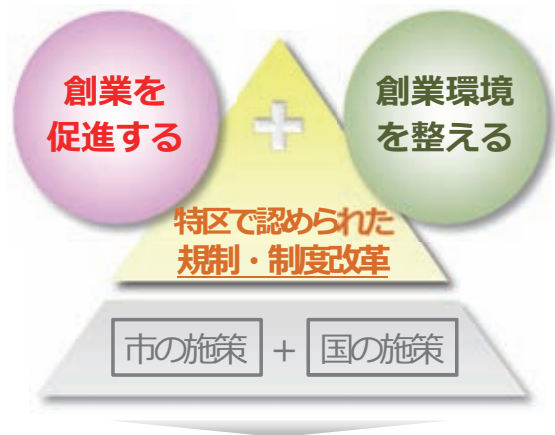
特区で認められた規制・制度改革や国の施策に、市の施策を組み合わせた**政策パッケージ**として事業を推進



国家戦略特区を**成長エンジン**として福岡市の経済発展を達成



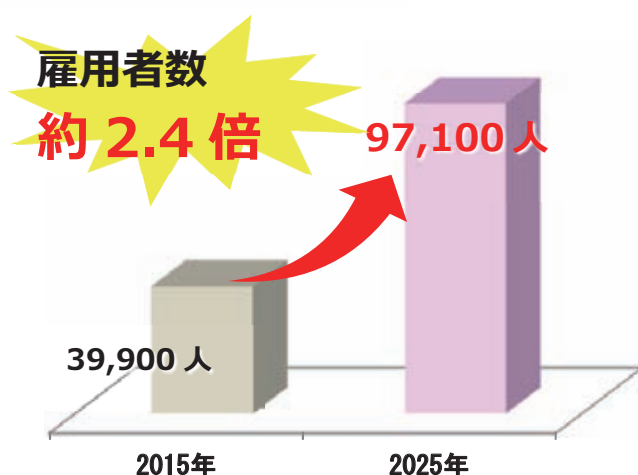
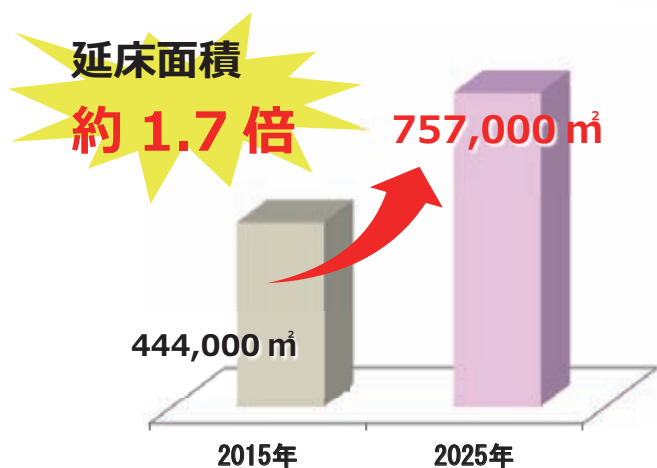
福岡市の成功モデルを全国展開して**日本経済の発展に!**



「グローバル創業都市・福岡」の実現!

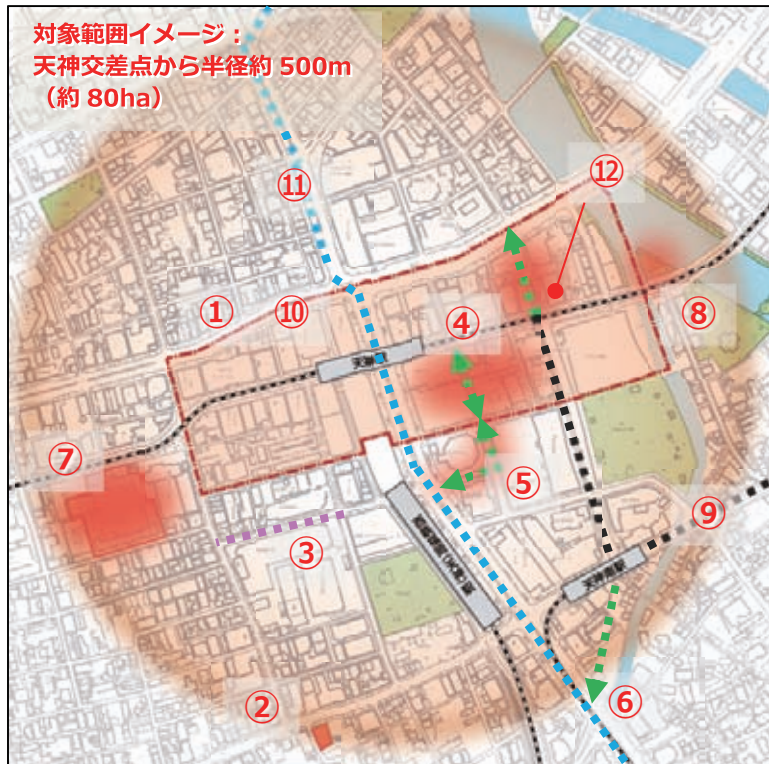
H30年度に**開業率13%**を目指す (H24年度6.2%の約2倍)

**取組 1** 規制改革によって民間投資を呼び込む  
“天神ビッグバン” が始動！



アジアの拠点都市としての役割、機能を高め、新たな空間と雇用を創出するプロジェクト“天神ビッグバン”が始動しました！

「航空法の高さ制限の特例承認」を獲得したこの機を逃すことなく、これに合わせてまちづくりを促す「容積率の緩和」を福岡市の独自施策として実施し、この10年間でビル30棟の建替えを誘導することで都市機能の大幅な向上と増床を図っていきます。



### “天神ビッグバン”の主なプロジェクト

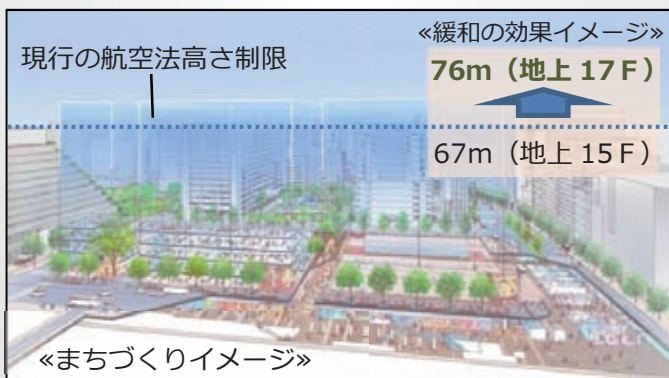
- ① 航空法高さ制限 エリア単位での特例承認 (天神明治通り地区 約17ha)
- ② スタートアップカフェの運営及び機能強化 【P10-11 参照】
- ③ 国家戦略道路占用事業 (ストリートパーティ) 【P6-9 参照】
- ④ 天神1丁目南ブロック (地下通路整備)
- ⑤ 天神地下街仮設車路の有効活用
- ⑥ 天神通線の延伸 (北側区間は検討)
- ⑦ 旧大名小学校跡地まちづくり
- ⑧ 水上公園再整備
- ⑨ 地下鉄七隈線延伸事業
- ⑩ 交通混雑の低減に向けた駐車場の隔地化・集約化
- ⑪ 都心循環 BRT の形成※1
- ⑫ 天神 COLOR (創業支援)

### 「航空法の高さ制限」とは

天神や博多駅などの空港に近いエリアにおいては、航空機の安全な離着陸のために、航空法によって、建てられる建物の高さ制限がかかっています。

ただし特例として、個別の審査を経て、航空機の飛行の安全を特に害さない物件として承認を受けた場合は、高さの制限が緩和されます。

天神明治通り地区の約17haについては、エリア単位での特例承認が認められました。



- 特定都市再生緊急整備地域 (国の制度) や福岡市都心部容積率特例制度・福岡市立地交付金 (市の制度) も活用して政策パッケージでプロジェクトを推進

※1：福岡市における都心循環 BRT…連節バスの導入、シンボリックなバス停整備、鉄道や路線バスとの乗継強化などにより、従来のバスよりも、速く、時間どおりに、たくさんの人を運ぶ、分かりやすく使いやすいシステム



取組 2 街がにぎわい 通りに新たな価値が生まれる  
～国家戦略道路占用事業「STREET PARTY」～



# 天神のきらめき通りが

わずか 3 日間で 経済効果は・・・





FUKUOKA STREET PARTY 開催中

パーティ会場になる。

14 億円 !!

## 取組2 街がにぎわい 通りに新たな価値が生まれる ～国家戦略道路占用事業「STREET PARTY」～

区域計画で認められた、エリアマネジメントに係る道路法の特例を活用したイベント「STREET PARTY（ストリートパーティ）」が平成26年11月から実施され、多くの参加者でにぎわいました。

### FUKUOKA STREET PARTY

天神のきらめき通りで、MICE 懇親会、音楽・大道芸・DJなどのパフォーマンスが実施されました。飲食ブースや休憩スペースもあり、多くの参加者でにぎわいました。



平成27年3月21日（土）には、「ファッションウィーク福岡（F.W.F）2015」のメインイベントとして、『FUKUOKA STREET PARTY F.W.F2015 version』が実施されました。



デパート前の広場でファッションショーやアーティストライブが実施されたほか、きらめき通りではモデルによるウォーキングやMICE 懇親会などのイベントが実施されました。



#### 【実施概要】

- 日程/平成26年11月22日（土）、23日（日）、24日（月・祝）
- 開催時間/15：00～21：00
- 会場/きらめき通り（中央区天神2丁目）
- 主催/We Love 天神協議会 共催/福岡市
- 内容/・MICE 懇親会 ・飲食の提供  
・音楽・パフォーマンス  
・人気キャラクター 妖怪ウォッチ「ジバニャン」と一緒に妖怪体操
- 参加者/約13万人（3日間）
- ボランティア/3日間で延べ200名
- 経済効果/約14億円（3日間推計、福岡市調べ）

# MICE 懇親会～SHINTENCHO STREET PARTY～

新天町「メルヘン広場」を活用したパーティプランを国際会議等の MICE 主催者などが体験しました。



## 【実施概要】

- 日程/平成 26 年 11 月 18 日 (火)
- 開催時間/14 : 30～15 : 30
- 会場/新天町メルヘン広場 (中央区天神 2 丁目)
- 主催/ (公財) 福岡観光コンベンションビューロー
- 内容/ 新天町「メルヘン広場」を活用したモデルプランの説明と体験, 交流会
- 参加者/ 国際会議等の MICE 主催者, 大学関係者, 外国公館担当者など約 100 人

# スマイルプロジェクト

はかた駅前通りで、子どもたちが描いたハニワをモチーフとした楽しいオブジェを展示するほか、ベンチなどを設置して賑わいづくりを行いました。



## 【実施概要】

- 日程/平成 26 年 11 月 13 日 (木) ～12 月 3 日 (水) 3 週間
- 会場/はかた駅前通り (博多区博多駅前 2 丁目・3 丁目)
- 主催/博多まちづくり推進協議会
- 内容/ オブジェの展示  
・ベンチなどの設置

## Point!! 道路を使ったイベントが「創業」にどう繋がるの？

### STEP 1 : 道路を使ったイベントで MICE※1 誘致



会議終了後 (アフターコンベンション) に参加者が楽しんでもらえるような、その土地ならではのおもてなしイベント (ユニークベニュー) を開催したいと考えているんだけど、どこかいい場所はないかな？

国家戦略特区に指定された福岡市では、道路法の特例を活用したイベントや懇親会を開催できますよ。参加者からは「福岡でしか取り組めない内容に大変満足した」など好評をいただいていますよ。

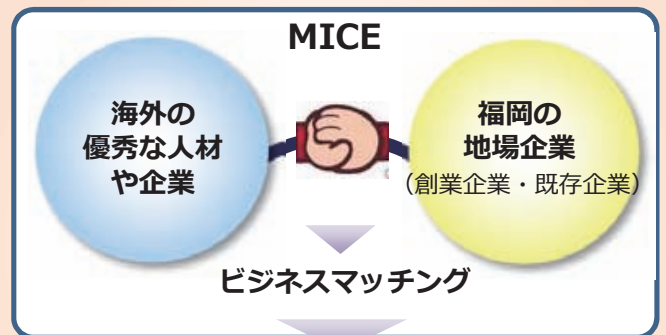


MICE 誘致 担当者

きらめき通りで開催された MICE 懇親会の様子 (日本臨床検査医学会学術集会, H26/11/23)



### STEP 2 : MICE でビジネスマッチング



新たなビジネスやイノベーション※2 が生まれる

※1 : MICE・・・Meeting (企業会議・研修), Incentive (報奨・招待旅行), Convention (国際会議), Event/Exhibition (展示会等) の頭文字をとった造語で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称

※2 : イノベーション・・・技術や制度の変革を利用して、新たな発想により、新たな商品やサービス、市場などを開拓すること

## 取組3 集え、チャレンジャー！

### スタートアップカフェ&雇用労働相談センター

「スタートアップしたい人」と「スタートアップを応援したい人」の交流の場として平成26年10月11日にオープンした福岡市の「スタートアップカフェ」と同年11月29日に国がカフェに併設した「雇用労働相談センター」(FECC) についてご紹介します。



- 場 所 TSUTAYA BOOK STORE TENJIN 3階  
(福岡市中央区今泉 1-20-17)
- 開設日 年末年始を除く毎日(施設保守日を除く)
- 開設時間 午前10時~午後10時(年末年始を除く)  
※雇用労働相談センターは午前11時~午後9時(土・祝日, 年末年始除く)
- 電話番号 080-3940-9455
- 公式HP <http://www.startupcafe.jp/>





## 「特区プロジェクト」も次々とスタート！

特区の推進には、国の規制・制度改革や施策に市の施策等を組み合わせ、パッケージ化して実施していく必要があります。福岡市では、これらを「特区プロジェクト」と位置付けて推進しています。

### MICEの誘致強化を通じて新規ビジネスを創出！

#### Meeting Place Fukuoka を設置

MICEのワンストップ窓口として、（公財）福岡観光コンベンションビューロー内に設置し、MICE関連情報の収集や分析、誘致支援の強化など、国内外での誘致活動を積極的に行います。



フランス-福岡（九州）経済フォーラムの開催（H27.4月）

H26.4月設置



### 英語によるビジネスプラン・コンテストを開催！

#### フクオカ・グローバルベンチャー・アワーズの開催

国内外のグローバルベンチャーのコンテストを通じ、**国内ベンチャー企業のグローバル化を支援**、海外ベンチャー企業との出会いによる**スタートアップ意識の醸成や新たなビジネスの創出**などを図ります。

- 最終選考に進んだ企業への支援
  - ・海外展開への助言
  - ・海外ベンチャー企業とのマッチング
  - ・グローバルネットワークの構築・定着 など



ビジネスプラン発表、基調講演には**213人**が参加、インターネットでは2日間で**800人**が視聴（H26.10月）

H26年度～

### 起業家が子供達に魅力を語る！

#### チャレンジマインドを持つ人材の育成

市内の中高生を対象に、ITベンチャー企業経営者や国際的に活躍する起業家等に自身の体験を通して**チャレンジの大切さや起業について講演**していただきました。

- H26年度実績
  - ・3回実施
  - ・合計約400名の中高生が参加
- 受講生へのアンケート結果より  
起業への興味 **38% → 92%**



起業家が中学や高校を訪問し、魅力を熱く語る

H26年度～

### スタートアップに向けた留学支援！

#### スタートアップ奨学金

チャレンジ心あふれる大学生を**グローバル人材**として育成し、**地元福岡で活躍**していただくことを目的とし、卒業後に福岡で創業・就職した場合に、返還が免除される「スタートアップ奨学金」を創設しました。

- H26年度実績  
奨学生：5名  
留学先：ベルギー、ドイツ、オランダ、イギリス、アメリカ



スタートアップ奨学金の授与式

H26年度～

## 産学官民からイノベーションが生まれる！

### イノベーションスタジオ福岡

H26年度～

福岡地域戦略推進協議会（FDC）が主催する、**福岡の多様な人材と企業が共に新たな製品やサービスを生み出し**、創業や第二創業といったスタートアップにつなげていくプロジェクトです。

- 福岡地域戦略推進協議会（FDC）は、福岡都市圏の成長を推進する産学官民連携組織



ビジネスのアイデアを探すワークショップ



チャレンジする多様な人材

## 国際的なスタートアップの祭典に参加！

### SLUSH ASIAで福岡の魅力を発信

H27.4月

高島市長が登壇し、若者のチャレンジを促す熱いメッセージを伝えるとともに、**活気あふれる福岡市の魅力や、創業を支援する福岡市の取組み**などに関してトッププロモーションを行いました。

- 世界的にも知名度の高い北欧有数のスタートアップイベント「SLUSH」が、初めてアジアを対象に「SLUSH ASIA」として東京で開催されました



国内外から**約3,000人のスタートアップ関係者等**が集まり、会場は熱気の渦に



高島市長も「**若い力が未来を変える**」とスピーチ

## 特区1周年 民間のムーブメント！

### 「創業特区一周年サミット」開催

H27.5月

Kaizen Platform,Inc.と、スタートアップカフェを運営する株式会社TSUTAYAが主催し、**地元のスタートアップ企業や、在福・在京の創業支援者等の交流を促進**しました。

当日は、高島市長も登壇し、一周年を迎えた特区について、これまでの成果とこれからの取組みを紹介しました。



起業を検討している人など**約200人**が参加



在福・在京の創業支援者も**創業特区に期待**

## 国も福岡市の特区に注目！

### 首相、大臣、副大臣が福岡市を視察



安倍首相がロボスクエアを視察、地元ベンチャー企業経営者と意見交換（H26.7月）出典）内閣府



石破大臣がスタートアップカフェを視察（H27.5月）



平副大臣がストリートパーティ等を視察（H26.11月）出典）内閣府

# 福岡市の特区における主な規制・制度改革等の概要

## 創業を促進する 規制・制度改革等

項目	概要	進捗状況等
スタートアップに着目した法人課税など	税制改正要望に向けて具体的な要望内容を検討する。(創業5年以内の一定の企業を対象とした法人税軽減など)	H27 年度与党税制改正大綱において「引き続き検討する」と記載
電波法に係る規制緩和	開発中や見本市でのデモンストレーションに出品する試作品に限り、技術基準適合証明について制度の見直しを求める。	区域会議にて提案/検討中
外国人創業人材等の受入促進	創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和する。	H27 通常国会に法案提出
法人設立手続の簡素化・迅速化	外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約し、相談を含めた総合的な支援を実施する。	H27 通常国会に法案提出
エンジェル税制の拡充	国家戦略特区においてエンジェル税制の対象となる企業の要件を緩和する。	H27 年度税制改正において実現
雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置	雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う。【P11 参照】	H26.9 月 区域計画認定/11 月設置
創業期の企業支援のための随意契約要件の緩和	行政発注において、新規性等のある「物品」について認められている随意契約を「役務(サービス)」にも拡大する。	H27 年中に措置予定 (全国措置)
創業準備のため退職した者への雇用保険給付の拡大	会社を退職し、創業準備に専念している者について、一定の条件のもとに雇用保険法に定める労働の意思を有する者とみなして保険給付を行う。	H26.7 月 運用明確化 (全国措置)
創業期の企業の人材確保のためのインターンシップの活用(運用の緩和)	企業がインターンシップで取得した学生情報を広報活動・採用選考活動に使用できる期間に関する申し合わせを、創業期の企業に限り除外する。	H27 年度以降の実施状況を踏まえ検討



## 創業環境を整える 規制・制度改革等

項 目	概 要	進捗状況等
高度医療提供のための病床規制に係る医療法の特例	世界最高水準の高度な医療であって、国内においてその普及が十分でないものを提供するために、病床規制を緩和する。	区域計画 認定申請手続中
高度医療提供のための外国医師等の業務解禁	臨床教授等制度を活用し、拠点医療機関において、高度な技術を有する外国医師を受け入れ、外国人向け医療環境を整備する。	H26.10月 制度施行 (全国措置) /H27 年中実施 予定
外国医師の診察解禁を拡大(臨床教授等制度の対象病院を拡大)	国際的な治験体制整備により、医療関連産業における創業を支援するため、安全かつ適切に治験を行うことを要件に、臨床教授等制度の対象病院を拡大する。	区域会議にて 提案 /国で検討中
外国人英語指導者に係る規制緩和	学校における国際教育高度化を進めるため、外国人英語教師への教員免許状授与要件の緩和、外国人英語指導講師の雇用条件の明確化を求める。	区域会議にて 提案 /国で検討中
MICE イベントの賑わい創出のための道路占用基準の緩和	公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。 【P9 参照】	H26.9月 区域計画認定 /11月～実施
魅力的なビジネス街区の形成を促す航空法高さ制限のエリア単位での特例承認	航空法に基づく高さ制限について、一定の地区単位における緩和承認(高さの事前明示)が得られるように運用改善を行う。【P4 参照】	H26.11月決定
職住近接の高質な住宅整備を促進する容積率の特例	国家戦略特区による建築基準法の特例(容積率の特例)を活用し、拠点性の高い地域において、職住近接型の高質な住宅等の整備を促進することにより、創業・ビジネスがしやすい生活環境の形成を図る。	活用予定
古民家等の活用のための建築基準法の制限の緩和	古民家等の歴史的建築物を活用するため、「歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」など建築基準法の制限を緩和する手続きを定め、MICEの式典や懇親会場などとして古民家等を活用する。	H27.3月 関係条例制定 /活用予定

## ●参考資料

### 1 国家戦略特区について

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」という。）において、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するもの。

### 2 経緯

H25. 6.14	「日本再興戦略」閣議決定
H25. 8.12	「国家戦略特区」に関する提案募集（～H25.9.11）
H25. 9.11	「新たな起業と雇用を生み出すグローバル・スタートアップ国家戦略特区」を福岡地域戦略推進協議会と共同で提案
H25.12.13	「国家戦略特別区域法」（以下「法」という。）制定
H26. 1. 7	第1回 国家戦略特別区域諮問会議（以下「諮問会議」という。）開催
H26. 2.25	「国家戦略特別区域基本方針」（以下「基本方針」という。）閣議決定
H26. 3.28	第4回 諮問会議において、福岡市を含む全国6区域を選定
H26. 5. 1	国家戦略特区の区域を定める政令の公布・施行及び区域方針の決定（福岡市が正式に特区に指定）
H26. 5.12	第5回 諮問会議 開催 国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）の運営の基本的考え方などについて協議
H26. 6.28	第1回 区域会議 開催 エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）、雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置等を記載した区域計画素案について協議
H26. 7	創業準備中の雇用保険給付が明確化（全国）
H26. 9. 9	第7回 諮問会議 開催 エリアマネジメントに係る道路法の特例を盛り込んだ区域計画を諮問し、同日内閣総理大臣認定
H26. 9.25	第2回 区域会議 開催 雇用労働相談センターの設置主体、設置場所、実施体制、事業内容等を盛り込んだ区域計画（案）を協議 等
H26. 9.30	第8回 諮問会議 開催 雇用労働相談センターの設置を盛り込んだ区域計画を諮問し、同日内閣総理大臣認定
H26.10.11	スタートアップカフェ オープン
H26.11～	エリアマネジメントに係る道路法の特例を活用したイベント「STREET PARTY（ストリートパーティ）」開始
H26.11. 4	航空法高さ制限のエリア単位での特例承認が認められる
H26.11.29	スタートアップカフェに国が雇用労働相談センター併設
H27. 1.14	特区におけるエンジェル税制の適用要件緩和を含む税制改正大綱が閣議決定
H27. 3. 6	「グローバル創業都市・福岡」ビジョンを策定
H27. 3.19	第13回 諮問会議 開催 規制改革事項の追加、地方創生特区の指定について協議
H27. 3.21	ファッションウィーク福岡（F.W.F）2015のメインイベントとして、「FUKUOKA STREET PARTY F.W.F2015 version」を実施
H27. 3.25	第3回 区域会議 開催 病床規制に係る医療法の特例を盛り込んだ区域計画（案）、「福岡市 スタートアップ分科会」の設置について協議

### 3 区域会議について

法第7条に基づき国家戦略特区ごとに、区域会議が組織され、区域計画の作成等を行うこととされている。

区域計画は、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び特定事業の実施主体の中から内閣総理大臣が選定する者の合意により作成されることとされており、内閣総理大臣の認定を受けることにより適用される。（法第8条）

### 4 福岡市国家戦略特別区域計画（一部認定申請手続中）

#### 1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

#### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

##### （1）名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、M I C Eの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第5条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体は以下のi)～iv)及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

- i) 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー
  - ・天神15号線(新天町メルヘン広場)、天神1577号線(パサージュ広場)、上川端322・326・327号線(川端商店街)
- ii) We Love天神協議会
  - ・天神18号線(きらめき通り)
- iii) 博多まちづくり推進協議会
  - ・博多駅前線(はかた駅前通り・住吉通り)、博多停車場線(大博通り)、博多駅山王線(筑紫口中央通り)
- iv) 御供所まちづくり協議会
  - ・博多駅前10号線(承天寺通り)

(2) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例(国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業) 地方独立行政法人福岡市立病院機構が、福岡市立こども病院(福岡市)において、高度な技術と経験を要する双胎間輸血症候群(TTTS)における胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術(FLP)による治療の実施及びその周産期管理を行うため、新たに病床6床を整備する。【平成27年度中に実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、MICEの誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出が促されるとともに、高度医療の提供による都市の魅力向上を通じて、福岡市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」(以下「センター」という。)を、国家戦略特別区域会議(以下「区域会議」という。)の下に設置する。

- i) 設置主体：国(競争入札により事業実施者を選定)
- ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ(注)内
- iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。
  - ・センター長(1名)は、創業及び雇用創出並びに組織運営に精通していると認められる者の中から、区域会議における協議を踏まえて選定する。
  - ・センター長は、雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援する観点から、助言及び指導を行うとともに、運営委員会(仮称)を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。
  - ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
  - ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
  - ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
  - ・弁護士による個別訪問指導
  - ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
  - ・セミナーの開催
- v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金・日曜日(国民の祝日及び年末・年始(12月29日～1月3日)を除く)の午前11時から午後9時までとする。

(注)「スタートアップカフェ」

- ・スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

※詳しくは内閣府HPをご覧ください。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/kuikikeikaku.html>

## 5 関係法令等

法律：国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)

政令：国家戦略特別区域を定める政令(平成26年政令第178号)、国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号)  
国家戦略特別区域諮問会議令(平成25年政令第342号)

府令：国家戦略特別区域法施行規則(平成26年内閣府令第20号)

基本方針：国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定、平成26年10月7日一部変更)

区域方針：国家戦略特別区域及び区域方針(平成26年5月1日内閣総理大臣決定)

雇用指針：雇用指針[概要/本体]

※詳しくは内閣府HPをご覧ください。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/hourei.html>

## 特区を活用して福岡市を次のステージへ



動き始めた「都市の成長」と「生活の質の向上」の好循環を確かなものとし、空港・港湾やコンベンション施設など都市の成長需要に応じた供給力の向上を図るとともに、人口バランスが変化していく中で様々な制度や事業を持続可能な仕組みに変えていくなど、「アジアのリーダー都市」をめざし、**福岡市を次のステージへと飛躍させる「FUKUOKA NEXT」**にチャレンジします。

### お問い合わせ先

福岡市役所 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

#### ・国家戦略特区全般について

総務企画局 企画調整部 TEL : 092-711-4866 FAX : 092-733-5582

#### ・都心部の機能更新に向けた施策について

住宅都市局 都心再生課 TEL : 092-711-4426 FAX : 092-733-5590

#### ・国家戦略道路占用事業「STREET PARTY」について

経済観光文化局 MICE 推進課 TEL : 092-711-4459 FAX : 092-762-4442

#### ・創業（スタートアップ）支援事業について

経済観光文化局 創業・大学連携課 TEL : 092-711-4455 FAX : 092-711-4354

TSUTAYA BOOK STORE TENJIN 3階（福岡市中央区今泉 1-20-17）

#### ●スタートアップカフェ

TEL : 080-3940-9455 URL : <http://www.startupcafe.jp/>

#### ●福岡市雇用労働相談センター

TEL : 080-1001-4675, 080-1001-4687 URL : <http://fukuoka-ecc.jp/>

★ウェブサイト「**FUKUOKA 特区通信**」でも随時情報発信しています。

★特区の**アイデア**も随時募集中

URL : <http://f-tokku.city.fukuoka.lg.jp/>

